

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

法令名	獣医療法
根拠条項	第6条
処分の概要	診療施設の使用制限命令等
法令の定め	都道府県知事は、診療施設の構造設備が、第4条の基準に適合していないと認めるとき、又は診療施設に関し前条第2項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

法令名	獣医療法
根拠条項	第7条第3項
処分の概要	診療用機器等の使用制限命令等
法令の定め	都道府県知事は、診療用機器等に関し前項において読み替えて準用する第5条第2項に規定する事項が遵守されていないと認めるときは、その診療用機器等を所有し、又は借り受けてこれを使用する往診診療者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

(平成24年12月 日見直)

法令名	獣医療法施行令
根拠条項	第1条第3項
処分の概要	診療施設整備計画の認定の取消
法令の定め	第1条第3項 都道府県知事は、法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る診療施設整備計画（第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って診療施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm</a> )